

第10期まえばしスマイルプランの施策体系について

まえばしスマイルプランが目指すこと

第10期まえばしスマイルプランの策定にあたり、計画が目指す姿を改めて見つめ直し、その実現に向けた道筋を整理しました。以下の図（ロジックモデル）は、2040年にありたい前橋市の姿から逆算し、その実現に向け必要な状態、施策により期待される成果を見える化したものです。目指す姿の達成までのつながりを意識することで、計画の円滑な進捗管理や評価、分析につなげ、計画をより実効性のあるものにするねらいがあります。なお、設定した目指す姿に近づいているかどうかを図るための成果指標についても、今後検討を進めていきます。

計画が目指す姿 (最終アウトカム)

▼2040年にありたい前橋市の姿

すべての高齢者が
住み慣れた地域で、
互いに支え合い、
自分らしく安心して
いきいきと暮らすことができる

成果指標（例）

- ・主観的幸福感
- ・前橋市にこれからも住み続けたいと思う人の割合

成果指標※について、
今後検討していきます。

※目指す姿やその実現に向けた
状態等の達成を図る指標

計画が目指す姿の実現に必要な状態 (中間アウトカム)

▼4つの基本理念を目指す姿の実現に向けた状態に 設定

生活に何らかの支援が必要になっても、
住み慣れた地域で安心して暮らせる

(基本理念3)住み慣れた地域で安心して暮らせる生活
支援体制の確立

地域での健康づくりや介護予防を通じて、
健康を保持することができる

(基本理念2)いきいきとした生活を送るための健康づ
くりの推進

生きがいや役割を持って、
地域で活動することができる

(基本理念1)生きがいのある生活を送るための施策の
充実

さまざまなサービスを自ら選択し、
利用することができる

(基本理念4)利用者のサービスの選択の自由と権利擁護の
仕組みづくり

施策により期待される成果 (初期アウトカム)

目標Ⅰ 地域の連携強化と生活支援体制の構築

- 本人や家族が地域包括支援センター等へ相談ができる
- 医療・介護従事者が多職種へ相談・連絡ができる
- 人生会議（ACP）についての理解・関心が深まる
- 高齢者の権利利益が擁護されている
- 地域の多様な主体による支え合い活動や連携の仕組みが広がっている

目標Ⅱ 介護予防・健康づくりの推進

- 必要な支援を受けながら生活機能の維持改善に取り組んでいる
- フレイルについて理解し、予防に取り組んでいる
- 身近な場所に活動・参加の場がある
- 専門職の関与によって住民主体の地域活動が効果的に継続できている

目標Ⅲ 認知症の人とその家族等への支援の充実

- 認知症についての正しい知識を持つ人が増える
- 認知症支援に関心を持つ人が増える
- 認知症当事者の思いや声が地域に届き、理解が深まる
- 本人・家族同士が出会い・つながる機会がある
- 本人の意思決定が反映された相談支援が行われている

目標Ⅳ サービスの充実と暮らしの基盤の整備

- 個人のニーズに合った住まいが整備されている
- 地域のニーズに対応したサービス基盤が整備されている
- 日常生活において支援が必要な人が高齢者福祉サービスを利用できる
- 家族等の介護者の負担が軽減されている
- 介護分野への理解と関心を持つ人が増えている

目標Ⅴ 安定した介護保険制度の運営

- 事業者が介護給付適正化について理解し、効果的・効率的にサービス提供が実施されている

目標Ⅰ 地域の連携強化と生活支援体制の構築

高齢化の進展に伴い、単身高齢者や身寄りのない高齢者が増加するとともに、認知症や医療、介護といった様々な支援を必要とする高齢者への対応が求められています。こうした状況の中、高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、地域の多様な主体が連携し、複雑化・複合化する支援ニーズに対応できる体制づくりが重要です。第10期計画においても、引き続き地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実や医療・介護連携の強化、権利擁護及び生活支援体制整備の推進等を通じて地域包括ケアシステムの深化を目指します。

施策により期待される成果 (初期アウトカム)

●本人や家族が地域包括支援センター等へ相談ができる

●医療・介護従事者が多職種へ相談・連絡ができる
●人生会議（ACP）についての理解・関心が深まる

●高齢者の権利利益が擁護されている

●地域の多様な主体による支え合い活動や連携の仕組みが広がっている

※人生会議（ACP）とは？

もしもの時に備え、望む医療やケアを周囲の信頼する人たちと話し合い、共有する取組のこと。

目標Ⅰの施策（案）

- 1) 地域における相談・見守り体制の充実
 - 地域包括支援センターの機能強化
 - 地域ケア会議による多職種や地域との連携推進
 - 民生委員・児童委員による相談・見守り体制の充実

- 2) 医療・介護連携の強化
 - 在宅医療・介護連携支援体制の充実
 - 看取りに関する取組の強化

- 3) 利用者のサービス選択の自由と権利擁護の相談支援の充実
 - 情報提供・相談機能の強化
 - 成年後見制度の相談支援体制の充実
 - 高齢者虐待への対応

- 4) 地域の多様な主体による支え合いづくりの推進
 - 生活支援体制整備の推進

- 5) 災害や感染症に係る体制整備
 - 自然災害等への対応
 - 感染症対策に係る体制整備

- 6) とともに生きるまちづくり
 - ひとにやさしいまちづくりの推進
 - 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

目標Ⅱ 介護予防・健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、介護予防や健康づくりの重要性が一層高まっています。また、フレイルの進行や社会参加の機会の減少は、要介護状態につながる要因となることが懸念されています。高齢者一人ひとりが地域での健康づくりや介護予防に取り組むとともに、多様な主体による通いの場や地域活動を通じて、健康を保持できる環境づくりが重要です。第10期計画においても、介護予防の推進や社会参加の促進、高齢者の健康づくりに取り組み、地域全体で支える介護予防・健康づくりを目指します。

施策により期待される成果 (初期アウトカム)

●必要な支援を受けながら生活機能の維持改善に取り組んでいる

●フレイルについて理解し、予防に取り組んでいる

●身近な場所に活動・参加の場がある

●専門職の関与によって住民主体の地域活動が効果的に継続できている

目標Ⅱの施策（案）

1) 介護予防の推進

- 多様な主体が支える暮らし（サービス・活動事業）
- 気づきから始まるフレイル予防（介護予防把握事業・介護予防普及啓発事業）
- 集まる・つながる・支える地域づくり（地域介護予防活動支援事業）
- 専門職とともに進める介護予防（地域リハビリテーション活動支援事業）

2) いきがい活動・社会参加の促進

- 多様な社会参加と活動機会の確保

3) 高齢者の健康づくり

- 「健康まえばし21」の推進
- 健康づくり組織活動の支援
- 予防接種・結核健診の推進
- 介護予防と保健事業の連携

※フレイルとは？

加齢とともに心身の活力が低下した、健康な状態と要介護状態の中間の状態のこと。早期の適切な対応により改善や重症化の予防が期待できる。

目標Ⅲ 認知症の人とその家族への支援の充実

認知症高齢者増加が見込まれる中、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けられる地域づくりが求められています。また、認知症の人やその家族が直面する課題は多様化しており、本人の意思を尊重しながら、地域全体で支えることが重要です。第10期計画では、目標Ⅲを新たに「認知症施策推進計画」として位置付け、「新しい認知症観」に基づき、相談支援体制の充実、本人発信や社会参加の機会の確保、市民理解の促進、多様な主体による連携の強化に取組み、認知症になっても本人やその家族が安心して暮らし続けられる地域を目指します。

施策により期待される成果 (初期アウトカム)

●認知症についての正しい知識を持つ人が増える

●認知症支援に関心を持つ人が増える

●認知症当事者の思いや声が地域に届き、理解が深まる

●本人・家族同士が出会い・つながる機会がある

●本人の意思決定が反映された相談支援が行われている

目標Ⅲの施策（案）

- 1) 認知症の人に関する市民の理解の増進
- 新しい「認知症観」に基づく実感的理解の推進
 - 本人による発信支援の推進

- 2) 認知症の人の社会参加の機会の確保
- 本人・家族同士が出会い・つながる機会の確保
 - 生きがいや希望を持った暮らしの実現の推進
 - 若年性認知症の人の社会参加の機会の確保に向けた取組の推進

- 3) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- 地域において認知症の人を支え合うための体制整備
 - 本人が地域で安心して生活するための体制整備

- 4) 認知症の人の意思決定支援及び相談体制の整備・多様な主体の連携強化
- 本人の意思決定支援の充実
 - 地域包括支援センター等の相談体制の整備
 - 多様な主体の連携

※新しい認知症観とは？

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。（「認知症施策推進基本計画」より）

目標Ⅳ サービスの充実と暮らしの基盤の整備

高齢者一人ひとりの状態や希望に応じた支援が求められるとともに、住まいや介護・生活支援サービスに対するニーズも多様化しています。また、生産年齢人口の減少が進む中、地域ニーズと介護人材の確保状況の双方を踏まえながら、必要なサービスを将来にわたり提供していくことが重要となります。第10期計画においても引き続き、高齢者福祉サービスや介護保険サービスの充実を図るとともに、介護人材の確保・育成に取り組めます。

施策により期待される成果 (初期アウトカム)

●日常生活において支援が必要な人が高齢者福祉サービスを利用できる

●家族等の介護者の負担が軽減されている

●個人のニーズに合った住まいが整備されている

●地域のニーズに対応したサービス基盤が整備されている

●介護分野への理解と関心を持つ人が増えている

目標Ⅳの施策（案）

1) 介護保険給付対象外の高齢者福祉サービスの確保

- 日常生活での支援サービス
- 見守り・安否確認サービス
- 養護老人ホーム・軽費老人ホーム
- 介護者への支援サービス

2) 介護保険サービスの確保

- 介護予防サービス
- 介護サービス
- リハビリテーション提供体制の確保
- 介護保険施設等の整備
- 地域密着型サービスの整備

3) 介護人材の確保・育成及び介護現場における業務の効率化

- 多様な担い手の育成
- 介護現場における業務の効率化

目標Ⅴ 安定した介護保険制度の運営

2040年に向けて介護サービス需要の増加が見込まれる中、必要なサービスを適切に提供しながら、介護保険制度を将来にわたり安定的に運営していくことが重要です。また、利用者が安心してサービスを利用できるよう、介護給付や要介護認定の適正化、制度の理解促進に継続的に取り組む必要があります。第10期においても引き続き、介護給付の適正化や制度の周知・啓発を通じ、持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

施策により期待される成果
(初期アウトカム)

目標Ⅴの施策（案）

●事業者が介護給付適正化について理解し、
効果的・効率的にサービス提供が実施されている

1) 介護給付の適正化（介護給付適正化計画）

- 要介護認定の適正化
- ケアプラン等の点検
- 縦覧点検・医療情報との突合
- 適正化事業のフィードバック

2) 介護保険制度の円滑な運営

- 制度の広報・啓発
- サービスの質の向上に向けた取組
- 低所得者等への対応